

令和 5 年 11 月

# 区 営 住 宅

(あき家) 入居者の募集

募集戸数 区 営 住 宅 (単身用) 1DK 2戸

※申込書は一世帯につき1通のみ有効です。2通以上の申込書を送付した際は、送付した申込書すべてが無効となります。

## 申 込 資 格 (一部抜粋)

- 1 申込者本人が千代田区内に引き続き **1年以上** 在住していること。
- 2 申込者本人が **60歳以上など** の単身者であること。
- 3 所得が基準の範囲内であること。

その他資格は P 6 ~ P 7 を参照してください。

## 申 込 期 間

令和 **5** 年 **11** 月 **20** 日(月) ~ 令和 **5** 年 **11** 月 **30** 日(木)

- ・ 申込みは郵送に限ります。
- ・ 令和 **5** 年 **11** 月 **30** 日(木) までの消印があるもので令和 **5** 年 **12** 月 **5** 日(火) までに届いたものに限り有効です。

## 問 い 合 わ せ 先 (申込期間中)

**区営住宅募集コールセンター** [9:00 ~ 18:00]  
**電話 (03) 5717 - 0357 (直通)**

※電話番号はお間違いのないようお願いします。

※申込期間中は、電話がかかりにくいことがありますので、あらかじめご了承ください。

※区営住宅募集コールセンターは、区の受託事業者である株式会社東急コミュニティーが運営しています。

# ■ 目次

※申込みにあたっては、次の(1)～(5)の順にしたがって、  
それぞれの内容をよくお読みください。

## (1) 申込資格を確認してください。

⇓ 「区営住宅（単身用）」	6～7ページ
⇓ 「特記事項」	8ページ
⇓ 「優遇資格」	9ページ

## (2) 世帯の所得が定められた基準の範囲内であるか、確認してください。

⇓ 「所得金額の計算方法」	11ページ
⇓ 「所得に関する書類の見方」	12～15ページ
⇓ 「所得基準」	16ページ
⇓ 「所得基準表の障害者等世帯とは」	17ページ
⇓ 「特別控除」	18ページ

## (3) 申込区分を選んでください。

⇓ 「申込区分・使用料等」	19ページ
---------------	-------

## (4) 申込書を作成してください。

⇓ 「申込みにあたってのご注意」	2ページ
⇓ 「申込書の書き方」	22～23ページ
⇓ 「こんなときには」	24ページ

## (5) 郵 送

### 申込みにあたってのご注意

- 申込書に虚偽の記載、不統一な記入がありますと**失格**になりますので、申込書の記入には、十分ご注意ください。
- 申込番号欄は、必ず記入してください（ハガキも忘れずに）。  
申込番号欄に記入がない場合は**無効**になります。
- 「優遇」区分を申告された方には、当選後、調査をさせていただきます。  
なお、当選後の調査で「優遇」資格に該当していないことが判明した場合は、**失格**になります。
- 申込みは、一世帯につき1通です。一世帯で重複して申込みをしたとき、  
また同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（同居親族欄に記入された場合も含む）は、すべての申込みを**無効**としますのでご注意ください。
- 申込資格がない場合は、申込みをされても**無効**になります。

## 募集住宅概要

区分	申込番号	住 宅 名 (所在地)	間取り 住戸面積	使用料 (円/月)	共益費 (円/月)	入居者数	募集 戸数	交 通 (最寄駅) ※一般的な所要時間
区営 住宅 (単身用)	1	<b>水道橋住宅</b> (神田三崎町 2-22-12) 【3・4階】	1DK 33.1㎡	<b>19,200～ 28,500</b> (37,600)※1	— ※2	1人	2戸 ※3	J R 水道橋 駅徒歩4分 地下鉄 水道橋 駅徒歩4分

※1 使用料の（ ）内は障害者等世帯の上限額です。障害者等世帯は、一般世帯より所得が高くても申し込むことができます。使用料は所得に応じて決定しますので、使用料上限額は一般世帯に比べて高くなっています。

※2 住宅共用部分の電気・水道料金、廊下・階段・排水管の清掃費等は入居者負担です。自治会等が集金と運営をします。

※3 3階の部屋から順に抽選しますので、部屋の選択をすることはできません。

### 「東京都パートナーシップ宣誓制度」等の受理証明を受けたパートナーと住宅の使用申込みをすることができるようになりました

東京都では、令和4年11月1日より多様な性に関する理解を推進するとともに、人生のパートナーとして歩むLGBT等の二人の生活上の困りごとを軽減するなど、暮らしやすい環境づくりにつなげるため、東京都パートナーシップ宣誓制度を開始しました。(この制度の詳細は都ホームページをご覧ください。)

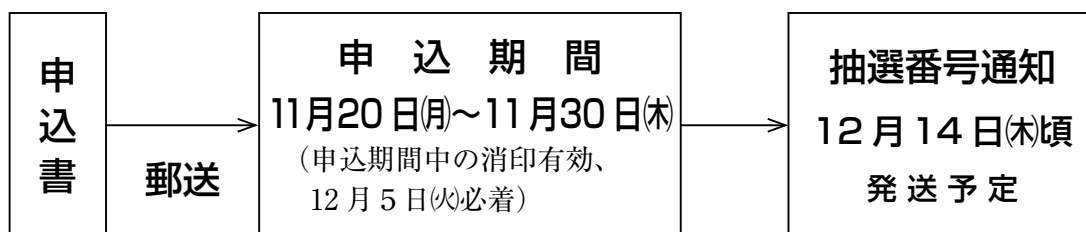
区でも、第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画に基づき、「性別や性的指向、性自認にかかわらず誰もが尊重される社会をめざす」ため、東京都パートナーシップ宣誓制度または同等の制度であると区長が認めた地方公共団体の制度により、パートナーシップ関係として受理証明を受けた場合には、世帯用住宅に使用申込みができるようになりました。

住宅の使用申込みについて、ご不明なことは、この申込みのしおりの表紙に記載している住宅募集コールセンターにお問い合わせください。

# ■ 申込みから入居まで

今回の募集に関する申込みから入居までの日程は次のようになります。

## 1 申込みから抽選まで

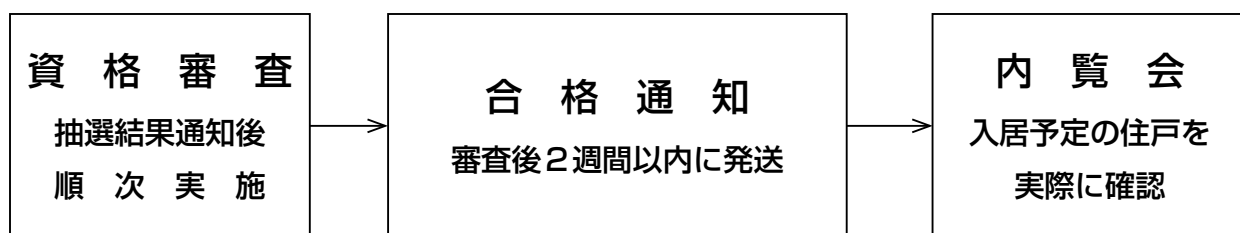


★ハガキの2か所に63円切手を貼り、所定の封筒に申込書を入れ84円切手を貼って、郵送してください。

★申込み後、住所が変わった場合は、住宅課にご連絡ください。

★切手の貼っていないもの、不足しているものは、抽選番号の通知ができません。

## 2 資格審査から入居まで



★内覧会時の住戸は清掃・修繕済みとなるため、追加清掃・修繕等を行いません。現状のままの引き渡しとなります。

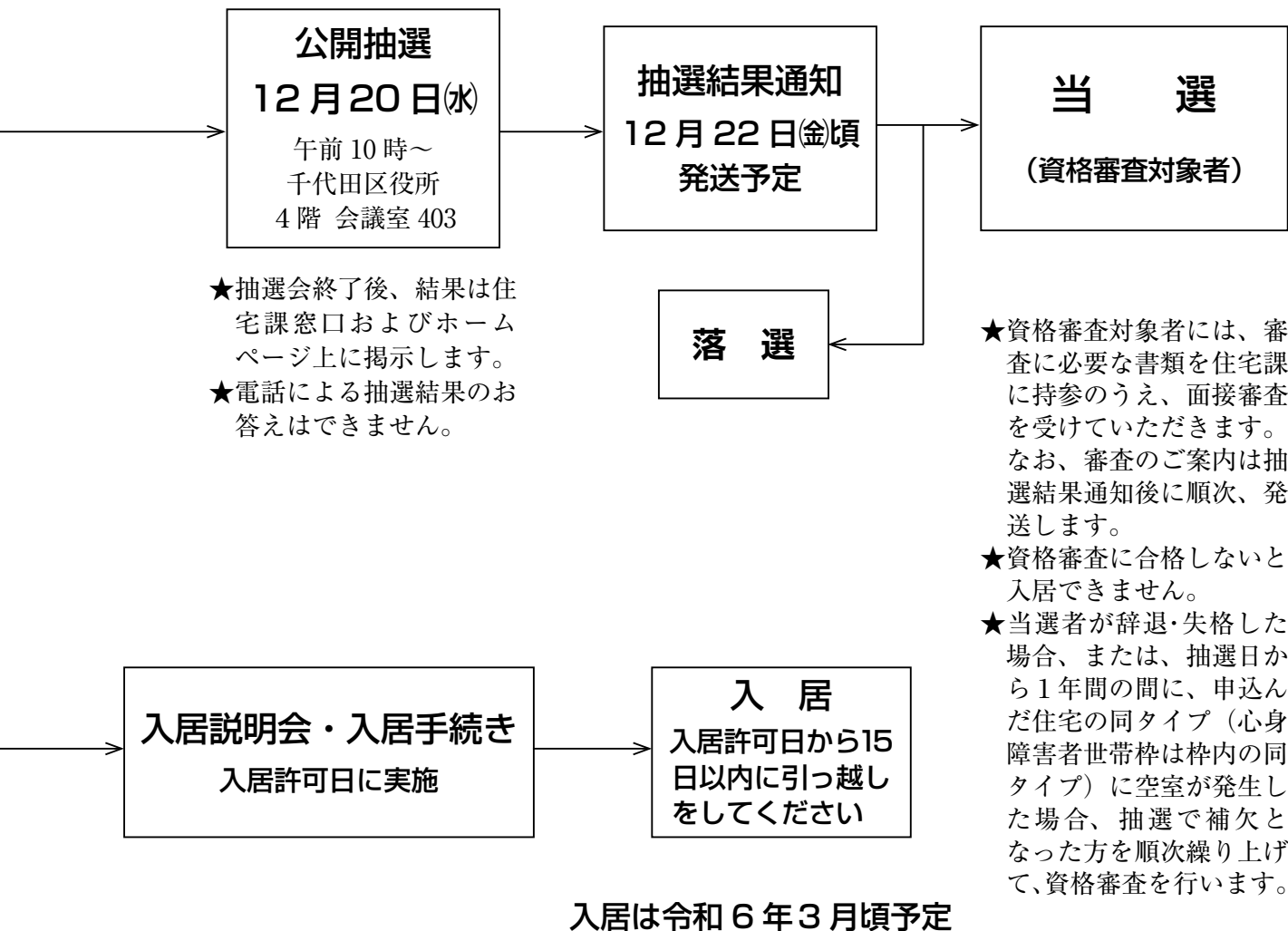
★提出された書類は、募集事務以外の目的で使用いたしません。

★提出された書類はお返しできません。控えが必要な場合は、あらかじめコピーを取っておいてください。

## 入居説明会

入居説明会では、

- (1) 入居・引越しのスケジュールの説明
- (2) 入居手続きについての詳しい説明
- (3) 入居後の住まい方、その他の注意事項の説明を行います。



## 入居手続き

- (1) 入居手続きまでに、住宅保証金として住宅使用料の3か月分を納めていただきます。
- (2) 入居にあたり、所定の誓約書等を提出していただきます。

申込資格を確認してください。

## ■ 区営住宅申込資格（単身用）

申込みのできる方は、申込日現在、次の①～⑦のすべてに当てはまる必要があります。

### ① 千代田区内に1年以上居住している60歳以上などの単身者であること

申込者は単身者（原則として申込時に同居している親族がいない人）で、令和4年12月1日以前から千代田区内に引き続き1年以上居住している、下記(1)～(6)のいずれかに該当する成年者で、そのことが住民票で証明できること（外国人については在留資格が確認できること）。

- (1) 60歳以上（昭和38年12月1日以前の生まれ）の人  
※(1)の条件を満たさない人は下記の条件を満たす方になります。  
(2)～(6)のいずれかに該当する場合は申込むことができます。
- (2) 障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度である人
  - ①身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
  - ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者
  - ③知的障害で②の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度から4度）の人  
※手帳の交付を受けていない人は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。  
また、精神障害者および知的障害者の人は、居住支援の状況を確認する場合があります。
- (3) 生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付受給者
- (4) 海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明で確認できる人（区内在住が引き続き1年以下でも可）
- (5) ハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる人
- (6) 配偶者から暴力を受けた被害者で①または②に当てはまる方
  - ①配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方
  - ②配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方

※ 上記(1)～(6)のいずれかに該当する方で、現に単身者でない方は、次のア～ウのいずれかに該当する場合に限り、申し込むことができます。

ア 居住している住宅が狭い（お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居基準表に当てはまること）

#### 入居基準表

一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	4人	50㎡未満
3人	40㎡未満	5人	57㎡未満

上記の表における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として数える。この計算により世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

★ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含まれる算定方法で、一般的な方法です。

★ 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

イ 離婚予定の方（資格審査時に離婚の成立が確認できる場合。ただし、現在同居している親族が配偶者だけの場合に限りです。）

ウ 同居親族の結婚転出、遠隔地（おおむね2時間以上）への転勤または就職により単身となる場合で、資格審査時にそのことが確認できること。

※ 夫婦が別居する申込みはできません。

※ 身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることが入居資格となります。

## ② 所得が定められた基準の範囲内であること

申込者の所得金額が、所得基準の範囲内であること

所得基準表	
一般世帯	障害者等世帯
0円～1,896,000円	0円～2,568,000円

障害者等世帯については17ページをご覧ください。

☆ 申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、該当者1人につき38万円ずつ加算してください。

☆ 所得の計算方法等については11～18ページをご覧ください。

## ③ 住宅に困っていること

原則として自家所有者（住宅または土地の所有者）は申し込めません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。

(1) 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。

→入居手続きの時までに取りこわしの契約書等で確認します。

(2) 差し押さえ、正当な事由による立退要求等により自家所有者でなくなる場合。

→入居手続きの時までに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

※現に单身用の住宅（区営住宅・区営高齢者住宅・都営住宅・都営シルバーピア住宅に限る）に入居している方は申し込みできません。

## ④ 申込者が暴力団員ではないこと

ここでいう暴力団とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

## ⑤ 住民税を滞納していないこと

## ⑥ 8ページの特記事項を遵守できること

## ⑦ 独立して日常生活を営むことができること

## ■ 特記事項

下記のことについては、あらかじめご承知おきください。

- ① 特に理由がなく入居日を延期することおよび住宅保証金を入居許可日までに入金できない場合は、資格審査合格者となっても失格となることがあります。
- ② 区営住宅は、居住以外の目的（営業等）に使用することを禁止しています。
- ③ ペット（犬や猫、小鳥等）は、共同住宅のため飼育できません。入居後ペットを飼育していることが判明した場合は、退去していただきます。
- ④ 石油ストーブ、簡易ガスコンロなどは使用できません。
- ⑤ 洗濯物や布団をベランダの手すりにかけて干すことはできません。
- ⑥ 入居後、各住宅の自治会組織に加入していただきます。
- ⑦ 入居後、入居者の負担で火災保険（個人賠償責任担保特約および借家人賠償責任担保特約付損害保険）になるべく加入していただきます。
- ⑧ 区営住宅には、駐車場・オートバイ駐輪場はありません（西神田住宅を除く）。
- ⑨ 建物管理上、居室内に立ち入る場合があります。



# ■ 優 遇 資 格

『優遇』区分に申込みできる方は、下記の『優遇』事項に当てはまる方です。『優遇1から3』に該当する方は、『一般』抽選の方より、当選確率が3倍に増えます。また、落選回数による『優遇』のうち、『優遇4』に該当する方は、当選確率が『一般』の方は2倍、『優遇1から3』の方は4倍に増えます。『優遇5』に該当する方は、当選確率が『一般』の方は3倍、『優遇1から3』の方は5倍に増えます。

『優遇』事項をまちがえないよう内容を確認のうえ、申込書の申込区分欄の該当箇所に必ず○印をしてください。下記の『優遇』事項に該当しない方、申込区分に記入のない場合は、すべて『一般』となります。

なお、当選後の調査等で『優遇』資格に該当していないことが判明した場合は、『失格』になります。

## 【区営住宅・単身用】

### 優遇1 罹災者

申込者本人が、令和4年11月21日から1年以内に、区内における災害により住宅を失い（火災の場合は全焼またはこれに準ずる場合に限る）、このことが消防署長など官公庁の発行する証明書により確認できること。

### 優遇2 心身障害者世帯および原爆被爆者

申込者本人が次のいずれかに該当すること。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- ② 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

### 優遇3 難病患者

申込者本人が次に該当すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める難病患者のうち「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている者

## 【落選回数による優遇】

落選回数は、申込者が過去に申込者として落選した数です。申込者が、同居家族として過去に申込みした場合や、今回の申込みで同居家族が過去に申込者として落選した数は含まれません。

また、当選や補欠繰上後の入居審査において、失格または入居を辞退した場合は、それまでの落選回数は無効となります。

### 優遇4 平成10年4月以降の区営住宅または高齢者住宅の募集に応募し、5回以上落選した方。

資格審査時に、落選回数が5回以上であることが住宅課で確認できる方。

### 優遇5 平成10年4月以降の区営住宅または高齢者住宅の募集に応募し、10回以上落選した方。

資格審査時に、落選回数が10回以上であることが住宅課で確認できる方。

落選回数による優遇のみ他の『優遇』と重複して選択することが可能です。

（区民住宅の募集に伴う落選回数は除きます。）

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.

★ 世帯の所得を確認してください。

## ■ 所得金額の計算方法

### まず所得の種類を確かめましょう

※異なる種類の所得がある場合は、それぞれの所得の合算となります。

#### 給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

給与でいう「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。

12～13ページをご覧ください

#### 事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でお確かめください。

14ページをご覧ください

#### 年金所得とは

厚生年金、国民年金、共済年金、年金基金などの所得です。

なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。

年金の「所得」とは、受給した金額ではありません。

15ページをご覧ください

### ★所得としないもの

- ① 次の収入を得ている方は、その収入についての所得は0円とします。  
仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助費等の非課税所得、退職金等の一時的な所得
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方の所得は0円とします。  
ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。

### ★所得としないことができるもの

申込日現在は収入があっても、申込日以降結婚または出産等のため、令和6年1月末までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、所得を0円とすることができます（申込書に退職予定年月日をご記入ください）。

# ■ 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト等）

現在の勤め先に就職した日が

令和4年1月1日以前の方

令和4年1月2日以降の方

現在の勤め先でのあなたの月別収入を記入してください。

次の(1)(2)(3)から当てはまるケースを選び、収入を計算します。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
年 月		
合計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が令和4年1月2日から令和4年11月1日までの方  
(令和4年11月から令和5年10月までの合計となります。)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和4年11月2日以降の方

就職した翌月から令和5年10月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍してください。

$$\boxed{\text{固定的給料}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書  
(あなたの所得についての欄)

年 収 額	
総収入	総所得
円	円

下段で計算した「区営住宅の所得金額」を記入してください。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算した後、所得金額に換算してください。

## ◎総収入額を所得金額に換算します。

次の区分に従って、総収入額を所得金額に換算してください。

総収入額が、

(1) 0円～1,628,000円未満の方

(2) 1,628,000円～6,600,000円未満の方→4で割って1,000円未満を端数整理します。

〔例〕総収入額が2,386,998円の場合

$$\frac{\boxed{\text{収入額}}}{2,386,998 \text{ 円}} \div 4 = \boxed{596,749.5} \quad 1,000 \text{ 円未満切捨} \Rightarrow = \boxed{\text{端数整理後の額}} \quad 596,000 \text{ 円}$$

(3) 6,600,000円～8,500,000円未満の方

《源泉徴収票の交付を受けた方》

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	(受給者番号)
	東京都千代田区九段南 1-2-1 千代田荘101号室	千代田 太郎	(フリガナ) チヨダ タロウ
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
給与	2,386,998	1,488,800	
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	扶養親族の数のうち(配偶者を除く) 特定 老人 その他	障害者の数(本人を除く) 特別 その他
有 無	無	0 0 0	0 0
(摘要)		社会保険料等の金額	生命保険料等の額
		損害保険料の控除額	住宅取得等特別控除額
		配偶者の合計所得	千円
		個人年金保険料の金額	千円

●この金額が所得金額です。

年収額	
総収入	総所得
円	円

申込書  
(あなたの所得について)の欄

下段で計算した「区営住宅の所得金額」を記入してください。

《源泉徴収票の交付を受けていない方》

( 令和4年1月から令和4年12月までの税込支給額を合計した金額が総収入となります。 )  
( 次に下段の計算式で、総収入額を所得金額に換算します。 )

総収入額を所得金額に換算する計算式

総収入額	所得金額	区営住宅の所得金額
551,000円未満	所得金額は0円	所得金額は0円
551,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額 - 550,000円	所得金額 - 100,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	所得金額は1,069,000円	所得金額 - 100,000円 (969,000円)
1,620,000円以上 1,622,000円未満	所得金額は1,070,000円	所得金額 - 100,000円 (970,000円)
1,622,000円以上 1,624,000円未満	所得金額は1,072,000円	所得金額 - 100,000円 (972,000円)
1,624,000円以上 1,628,000円未満	所得金額は1,074,000円	所得金額 - 100,000円 (974,000円)
1,628,000円以上 1,804,000円未満	端数整理後の額 ( )円 × 2.4 + 100,000円	所得金額 - 100,000円
1,804,000円以上 3,604,000円未満	端数整理後の額 ( )円 × 2.8 - 80,000円	
3,604,000円以上 6,600,000円未満	端数整理後の額 ( )円 × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	総収入額 × 0.9 - 1,100,000円	

前ページ上段で計算した総収入額

申込書  
(あなたの所得について)の欄

年収額	
総収入	総所得
円	円

計算結果(区営住宅の所得金額)を申込書の所得欄に記入します。

# ■ 事業等所得の方（自営業・外交員等）

※給与所得の方でも、確定申告をされている方は、こちらをご参照ください。

## ① 現在の仕事を始めた日が 令和4年1月1日以前の方

### (1) 確定申告をしている方

(例)

令和4年分の所得税の確定申告書B

第一表

所得金額	事業等①	2308636
	農業②	
	不動産③	
	利子④	
	配当⑤	
	給与⑥	
	雑⑦	817725
	総合譲渡・一時所得⑧ ( $\text{⑥} + \text{⑦} \times \frac{1}{2}$ )	
	合計⑨	3126361

第二表 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
千代田太郎	子	12月	800,000
生年月日 明大 昭 63.7.10			
氏名			
生年月日 明大 昭 . . .			
氏名			
生年月日 明大 昭 . . .			
④ 専従者給与(控除)額の合計額			800,000

申込書  
(あなたの所得について)の欄

年収額	
総収入	総所得
円	円

合計の所得金額から総合譲渡・一時所得の金額(⑧)を差し引いた金額が申込書の総所得金額となります。

※ 妻や子どもを事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を12～13ページの下段の計算式で所得に換算して申込書の年間所得金額欄に記入してください。

### (2) 確定申告をしていない方 令和4年1月から令和4年12月までの所得金額の合計となります。

## ② 現在の仕事を始めた日が 令和4年1月2日以降の方

### ○ 次の(1)(2)から当てはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めたときからの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。  
(収入金額 - 必要経費 = 所得金額です)

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

(1) 現在の仕事を始めた日が令和4年1月2日から令和4年11月1日までの方  
(令和4年11月から令和5年10月までの合計となります。)

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和4年11月2日以降の方

現在の仕事を始めた翌月から令和5年10月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。

所得金額合計

営業した月数 × 12 =

推定所得金額

申込書  
(あなたの所得について)の欄

年収額	
総収入	総所得
円	円

※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。



# 年金を受けている方

※ 年金の「所得金額」は、受給した金額ではありません。

※ 令和4年1月から令和4年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

## ① 令和3年12月以前から年金を受けている方

「令和4年分公的年金の源泉徴収票」などで支払金額欄を確認して、すべての年金の受給額を合算してください。

### 「源泉徴収票」の場合

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 (フリガナ) 氏名 生年月日 明治 大正 年

区分 支払金額 源泉

所得税法第203条の3第1号適用分  
所得税法第203条の3第2号適用分  
所得税法第203条の3第3号適用分  
所得税法第203条の3第4号適用分

本 人 源泉控除対象配偶者の有無等 控除対象扶養親族の数 障害者の数

特別障害者 特別障害者 特別障害者 寡妻寡夫 一般 老人 特定 老人 その他 15歳未満の扶養親族の数 特別 特別

源泉控除対象配偶者 控除対象扶養親族

〔フリガナ〕 区分 〔フリガナ〕 区分 〔フリガナ〕 氏名

申込書 (あなたの所得について)の欄

年 収 額	
総収入	総所得
円	円

下段で計算した「区営住宅の所得金額」を記入してください。

## ② 令和4年1月以降に年金を受け始めた方、年金の受給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

### ◎年金収入を所得に換算する計算

下表の計算式で「区営住宅の所得金額」に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	所得金額	区営住宅の所得金額
65歳以上 (昭和33年12月1日以前生まれ)	1,100,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額 - 1,100,000円	所得金額 - 100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	所得金額 - 100,000円
65歳未満 (昭和33年12月2日以降生まれ)	600,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額 - 600,000円	所得金額 - 100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額 × 0.75 - 275,000円	所得金額 - 100,000円

※ 「区営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

※ 「年金収入額」4,100,000円以上の場合は、お問い合わせください。

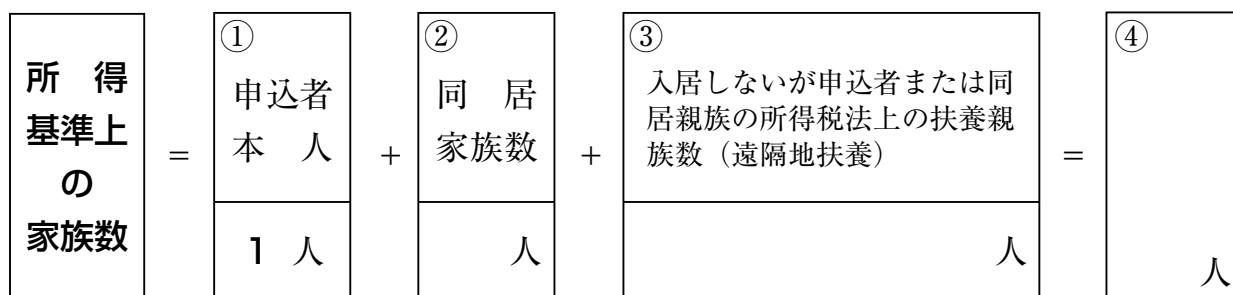
注) 年金のほかに収入がある方はそれぞれ所得を計算し、2段書きにしてください。

例

申込書の年収額欄	
年 収 額	
総収入	総所得
給与〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
年金〇〇〇〇	〇〇〇〇

# ■ 所得基準

## 1. あなたの世帯の所得基準上の家族数



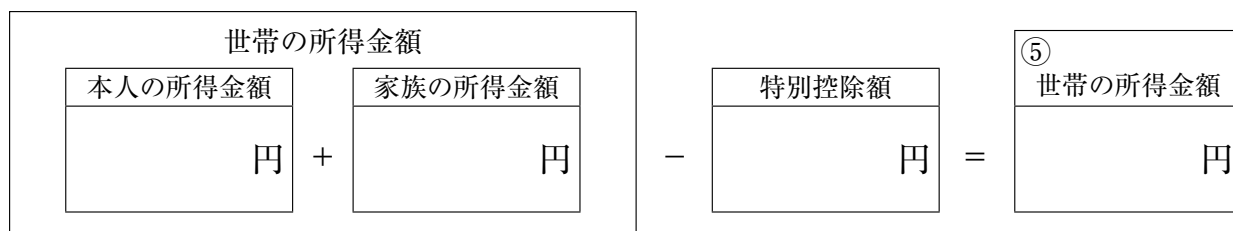
**【注】** 出産する予定であっても申込みのときに生まれていなければ、その胎児は家族数に含めることはできません。

※遠隔地扶養とは、所得税法に基づいた扶養親族をいいます。単に仕送りをしているというだけでは該当しません。

※入居者数(19ページ参照)は、実際に区営住宅に入ろうとする人数(①+②の合計)であり、遠隔地扶養(③)は含みません。

## 2. あなたの世帯の所得金額の計算

18ページの「特別控除」および12～15ページを参考に計算してください。



※世帯に収入のある方が2人以上いる場合、入居する方全員の所得金額を個別に算出して合算してください。

## 3. 所得基準表

家族数 (上記④の人数)	所得金額 (上記⑤の金額)	
	一般世帯	障害者等世帯 ※
単身	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円

※ 家族数が6人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

※ 障害者等世帯は一般世帯より所得が多くても申込みことができますので、17ページをご確認ください。



# ■ 所得基準表の障害者等世帯とは…

## 1 心身障害者を含む世帯

申込者本人が次のいずれかに当てはまること。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- (2) 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

## 2 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

## 3 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人（厚生労働省の発行する引揚証明で確認できること）

## 4 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上（昭和38年12月1日以前の生まれ）であること。

## 5 ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

# ■ 特別控除

※該当の方は必ず差し引くこと

次の「控除の種類」に当てはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

特別控除を受ける場合は、控除金額を差し引いてから、16 ページの所得基準表に当てはめてください。

## ① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
⑦ 障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	④の特別障害者控除を受ける人は、⑦の障害者控除をあわせて受けることはできません。
④ 特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	
⑤ 老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族で70歳以上の人	
⑥ 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の人	

## ② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

ただし、その人の所得金額が特別控除金額より少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

④ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後、婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方 ----- 夫と死別した後、婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります。)
⑦ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

- ・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦(寡夫)控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めます。
- ・「⑦ひとり親控除」に該当する方は、「④寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

特別控除金額の合計  万円 ⇨ 20 ページの特別控除金額欄へ

- ※ 表中の16歳以上23歳未満の人とは平成12年11月22日～平成19年12月1日生まれの人
- ※ 表中の65歳以上の人とは昭和33年12月1日以前生まれの人
- ※ 表中の70歳以上の人とは昭和28年12月1日以前生まれの人

申込む住宅を選んでください。

## ■ 申込区分・使用料等

今回募集するあき家住宅の申込区分・住宅使用料等は次のとおりです。

※ 申込区分の「優遇」の内容は、9ページの優遇資格をご覧ください。

区分	申込 番号	申込 区分	住 宅 名	住 戸 タイプ	専有 面積 (㎡)	入居 者数	募集 戸数	使 用 料 共 益 費 (円 / 月)
区 営 住 宅 (单身用)	1	一般	水 道 橋 住 宅 【3・4階】 ※1	1DK	33.1	1人	2戸	19,200 ～28,500 (37,600) 共益費※2
		優遇						

※1 3階の部屋から順に抽選しますので、部屋の選択をすることはできません。

### (使用料)

☆使用料の( )内は障害者等世帯の上限額です。

住宅使用料については、毎年6月ごろ、収入報告書を提出していただきます。その報告書を基に、法令による算出方法で翌年4月から翌々年3月までの使用料を計算し、お知らせします。住宅使用料は、毎月月末にご指定の口座から引き落としさせていただきます。

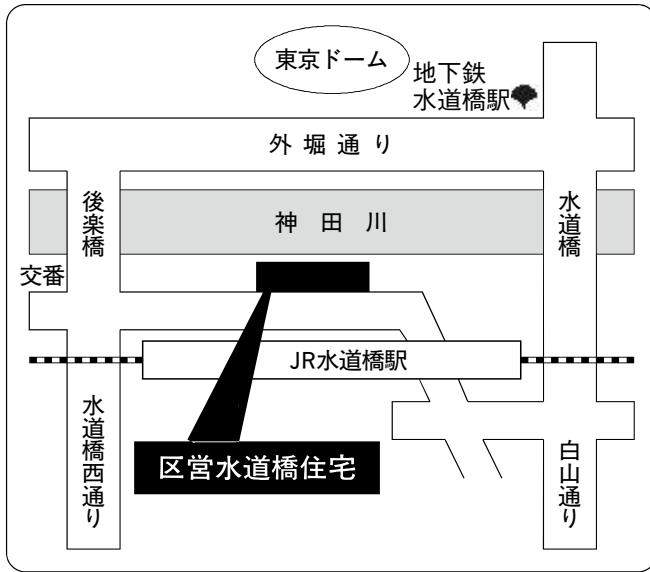
### (住宅保証金)

1. 住宅使用料の3か月分を入居手続きの時までに納入していただきます。
2. お預かりした住宅保証金は、住宅返還(退去)の際、未納の使用料や入居者負担の修繕経費を差し引いてお返しいたします(利子につきません)。

### (共益費)

住宅共用部分の電気・水道料金、廊下・階段・排水管の清掃費等は入居者の負担となります。  
※2 自治会等が集金と運営をします。

# ■ 住宅の所在地・住宅概要(水道橋住宅3・4階)



所在地 千代田区神田三崎町二丁目 22 番 12 号

交通 J R 水道橋駅 徒歩 4 分

地下鉄 水道橋駅 徒歩 4 分

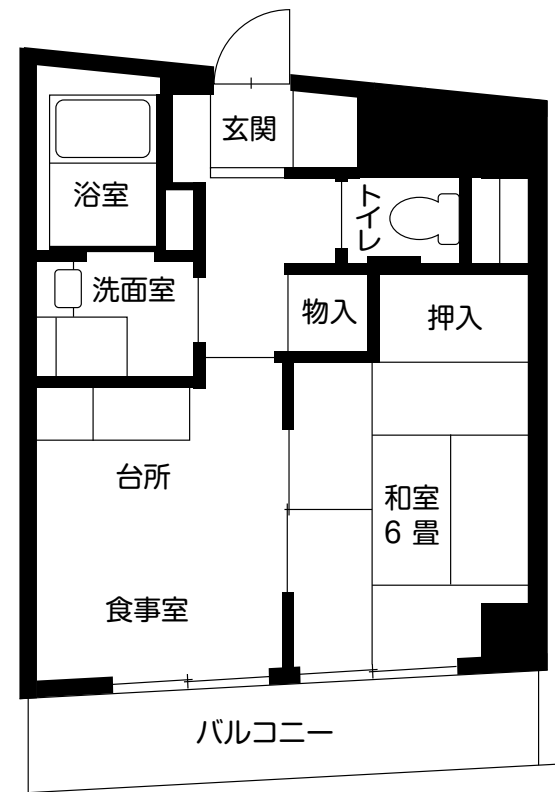
構造 鉄筋コンクリート造

規模 地上 7 階

住宅 2 ~ 7 階部分

竣工 平成 14 年 5 月

# ■ 間取り



※ テレビ電波（通常の地上波放送）の配信はCATVにより行われます。また、BS・CS放送等をご覧になりたい場合は、別途CATV会社と契約（有料）していただくこととなります。ベランダにパラボラアンテナ等を設置して、個別に契約することはできません。

なお、CATVによる衛星放送の受信では、ハイビジョンやBモードには対応しておりませんので、あらかじめご了承ください。

※ 当住宅は、JR中央線線路に面しているため、騒音等の影響を受けることがあります。

※ 屋上への出入りはできません。あらかじめご了承ください。

1DK (3・4階共通)  
(33.1㎡)

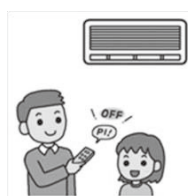
# 家庭でできる省エネ対策

千代田区環境政策課より、家庭でできる省エネ対策についてご紹介します。

## 1. 「ちよだ環境カレンダー」巻末にある「環境家計簿」を活用しましょう。

「環境家計簿」を作成し、普段の生活を見直してみましよう。「環境家計簿」は、環境政策課へ提出いただくと取組み期間やCO<sub>2</sub>削減量（前年比）に応じて、もれなくお好きなエコグッズを差し上げます。

ステップ1



「身近な省エネ」に取り組む。

ステップ2



電気・ガス・水道のエネルギー使用量を記録する。

ステップ3



環境家計簿を千代田区役所に提出する。



写真は「2015 ちよだ環境カレンダー」です。

## 2. 家庭でできる省エネ対策いろいろ



電気はこまめに消しましょう。LED 電球へ買い替えることもエコですね。



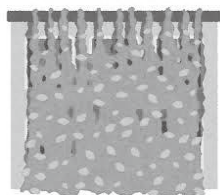
蛇口はこまめに閉めましょう。



一緒に調理できるものは同時に加熱しましょう。



皿などの汚れは拭き取ってから洗いましょう。



ゴーヤなどを育て緑のカーテンでエアコンの設定温度をおさえましょう。



夏に、お風呂の残り湯や貯めた雨水を使って打ち水をしましょう。

千代田区は、平成 21 年 1 月に地球温暖化対策に積極的に取り組む都市として、国から「環境モデル都市」に選定されました。

身近でできることから環境に配慮した行動に取り組んでみましょう。



# ■ 申込書の書き方 (太線内だけを書いてください)

申込(優遇)区分については当てはまるものを○で囲んでください。記入がない場合は、すべて一般となります。(9ページ参照)

外国人の方で、通称名がある場合は併記してください。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員を書いてください。  
※ここに書かれた方以外は入居できません。

令和6年1月末までに結婚・出産のため退職することが確定しており、退職後無職・無収入になる方は、「○年○月退職予定」と記入してください。

申込書についているハガキには必ず63円切手を貼ってください。

(切手が貼ってありませんと抽選番号、抽選結果等の通知ができません。)



(2か所)

## 令和5年11月区営住宅(あき家)使用申込書

令和5年 月 日  
千代田区長 殿

※申込み資格の確認ができない  
申込書は無効となります。

抽選番号

↑記入しないでください。

私は、千代田区営住宅を使用したいので、申し込みます。  
なお、申込みのしおり記載の区営住宅申込資格を確認しました。申込書の記載内容が事実と相違するときは、使用予定者の決定を取り消されても異議がないことを誓約いたします。

また、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

申込番号	1
------	---

区営住宅(単身用)  
1 水道橋住宅(3・4階)

申込区分	一般	優 遇		
	罹災者	心身障害者等世帯	難病患者	

落選者優遇に該当する方は下記も○で囲んでください。

落選者優遇	4	5
	5回以上落選	10回以上落選

(他の優遇と重複可)  
【しおり P.9 参照】

●太線内を必ず記入してください。

○で囲んでください。↑【しおり P.9 参照】

郵便番号	—	自宅電話	—	日中の連絡先(携帯電話・勤務先等)	—
現住所	千代田区				
フリガナ					
氏名			生年月日	大正昭和平成西暦 年 月 日生	
※住宅毎の年齢制限にご注意ください。【しおり P.6 参照】					
入居予定者数(申込者本人を含む)	1 人	千代田区内居住年数	年	申込者の年齢	満 歳
心身障害者世帯等に申込みをする方は、右の欄を記入してください。(今回の募集はありません。)	心身障害者の方の氏名	手帳の種類			
		1 身体障害者手帳( 級) 2 愛の手帳( 度) 3 精神障害者保健福祉手帳( 級) 4 戦傷病者手帳( 款症) 5 障害福祉サービス受給者証			

住宅に入ろうとする人・所得等							
氏名	続柄	性別	生年月日	職業	年 取 額		勤務先・学校等の名称 電話番号
					種別	総 取 入	
(フリガナ)					給与	円	円
1 申 込 者	本人	男・女			事業等	円	円
					年金	円	円
合 計							円
							遠隔地扶養 人

あなたの世帯で特別控除を受ける人がいる場合には、下欄に記入してください(障害者は障害の程度も記入)。【しおり P.18 参照】

氏名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡 婦	ひとり親	障害者または特別障害者	障 害 の 程 度
						級 度
						級 度

年間所得金額(特別控除後)	収入認定世帯人数
	人

↑記入しないでください。

◎あなたが住宅を必要としている事情などを申告する欄がありますので、裏面も必ず記入してください。

※なお、申込書は返却いたしません。

18ページの特別控除に当てはまる方がいる場合は、必ず記入してください。障害者の場合には、氏名のほかに障害の程度(○級または判定○度)も記入してください。

平成10年4月以降の区営住宅または高齢者住宅の募集に応募し、5回以上または10回以上落選された方は○で囲んでください。(9ページ参照)

※記載内容確認のために問い合わせをする場合があります。

申込者への連絡が繋がらない場合には、その申込書を無効扱い、もしくは、一部記入無しとして申込内容の審査を行います。

○ あなたの住宅について、お書きください。	
(1) 現在あなたの住宅に住んでいる人の人数 _____人	(5) あなた(申込者および同居親族)は、土地または建物を所有している。 ア. 所有していない イ. 所有している(土地・建物) ※所有者は原則として申込みできません。
(2) 住宅の種類 ア. 自分の持家      イ. 親族の家 ウ. 戸建の借家      エ. 賃貸マンション オ. 賃貸アパート      カ. 社宅・寮 キ. UR賃貸・公社      ク. 区民・都民住宅 ケ. 区立・区営住宅      コ. 都営住宅 サ. その他( )	(6) 住宅に困っている理由 ア. 家賃が高い      イ. 環境が悪い ウ. 住宅が狭い      エ. 設備が不十分 オ. 災害の危険がある。 カ. 立ち退きの要求を受けている。 キ. 住宅が老朽化している。 ク. 他の世帯と同居している。      ケ. 結婚するため。 コ. その他(具体的に書いてください)
(3) 住宅の規模( _____ m <sup>2</sup> ) _____ K・DK・LDK ※1K、2DK等と書いてください。	[ ]
(4) 家賃(管理費、共益費等を除く) 月額 _____ 円	

必ず記入してください。

現在のあなたの収入を確かめてください。

1. 申込者の収入について記入してください。

氏名	収入の種類(2つ以上の場合は該当するもの全部)
	ア. 給与      イ. 事業所得      ウ. 年金      エ. その他( )

2. 申込者に収入がない場合に記入してください。

ア. 生活保護を受けている。 イ. 失業中である。 ウ. 仕送りなどで生活している。 エ. その他(具体的に書いてください。)
[ ]

※「優遇抽選」を申告された方には、当選後調査させていただきます。

なお、当選後の調査で優遇資格に該当していない場合は、失格になりますので十分ご注意ください。

## こんなときには…

### 1 「申込み後、住所が変わってしまった！」

- ・最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号（返信はがき）の通知を受け取れるようにしてください。

### 2 「当選者・補欠者となった後に住所が変わってしまった！」

- ①申込者名 ②申込番号 ③抽選番号 ④旧（申込時の）住所 ⑤新（現）住所  
⑥電話番号 を連絡してください。

### 3 「抽選番号の通知が送られてこない！」

- ・切手の貼り忘れ、宛先不明などがあると抽選番号等を通知できませんが、申込書に不備がなければ抽選はいたします。→間違いなく切手を貼ってある方は抽選結果の通知をお待ちください（マンション名等の記入漏れにご注意を）。

### 4 「抽選結果も送られてこない！」

- ・下記へお問い合わせください。

【連絡先】千代田区 環境まちづくり部 住宅課  
電話 (03) 5211 - 3607 (直通)